

## 御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入により本市における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、和歌山県個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱（令和8年4月27日脱政第35号。以下「県交付要綱」という。）及び御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

### (補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、和歌山県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した業者によって設置されるもので、次に掲げるもののうち、別表に定める補助対象設備の要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備（自家消費型）
- (2) 蓄電池

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める補助対象者の要件に該当する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員若しくは同条第3号の暴力団員等又はそれらと密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行

を受けることのなくなるまでの者

- (3) 同一の住宅又は世帯について、同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は補助金の交付を受けたことのある者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、補助対象設備の種類ごとに別表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 申請の受付は、年度ごとに市長が別に定める日を期限として先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。
- 3 補助金の交付は、同一の住宅又は世帯につき、これまでに同種の設備において、和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は補助金の交付を受けていないことを条件とする。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。なお、補助金交付申請書又はその添付書類に不備がある場合は、市長は当該申請書を受理しないものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付申請者に御坊市個人向け太陽光

発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、交付申請者に御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第4条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 交付申請者は、補助金の交付の決定を受けた後でなければ、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に着手（当該補助対象事業に係る契約締結又は工事着工のいずれか早い方の行為をいう。）してはならない。ただし、市が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日以後に当該補助対象事業に係る契約を締結した場合であつて、補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第11条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 交付決定者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。
- (3) 交付決定者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）
  - イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更（当該補助対象事業に要する経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合
  - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (4) 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (6) 市長は、補助対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した年度の翌年度以降の年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を交付決定者に納付を命ずることができること。
- (7) 交付決定者は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (8) 交付決定者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、市長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（様式第 4 号）により報告しなければならないこと。
- (9) 交付決定者は、補助対象設備の使用状況等に関する調査その他市長が必要と認める事項に協力しなければならないこと。

（変更の承認等）

第 12 条 交付決定者は、前条第 3 号ア又はイの規定により市長の承認を受けようとする場合には、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業変更承認申請書（様式第 5 号）に変更事業計画書（様式第 6 号）、変更収支予算書（様式第 7 号）及び当該変更の内容を証する書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、前条第 3 号ウの規定により市長の承認を受けようとする場合には、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第13条 交付決定者は、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に変更事業計画書、変更収支予算書及び当該変更の内容を証する書類を添付してあらかじめ市長に対し、提出しなければならない。ただし、補助金額の増額は、認めないものとする。

（変更の承認通知）

第14条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、当該交付決定者に御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金変更・中止・廃止承認（不承認）通知書兼変更交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（状況報告）

第15条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、補助対象事業が完了した場合は、補助対象事業の完了の日から60日を経過する日又は交付の決定のあった日の属する年度の12月28日（御坊市の休日を定める条例（平成2年条例第3号）第1条に規定する市の休日である場合は、その前の休日でない日）のいずれか早い日までに御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に、補助対象設備の種類ごとに別表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第17条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により速やかに当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第18条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出

しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第19条 交付決定者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助対象事業の経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16条に準じて提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第20条 市長は、補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 交付決定者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付決定者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第13条第2号及び第3号の規定に基づき市長が処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の重要な財産とする。

2 規則第13条ただし書に規定する取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、

環境大臣が別に定める期間とする。

3 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行おうとするときは、御坊市個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 市長は、交付決定者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部について納付を命ずることができるものとする。

（書類の整備保管）

第22条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について前条第2項に定める期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（指示等）

第23条 市長は、交付決定者に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。